

資料正誤表

資料16 21ページ 問37 設問下の*注釈部分

- ① 「*放課後児童クラブ（学童クラブ）」の本文中 （誤）2万円 → （正）13,000円
 ② 「*わいわいスクール」は全て削除×
 ③ 「*放課後子ども教室」の文章全て修正

あて名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてお伺いします。

問37 あて名のお子さんが小学校就学後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を口内に数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」「わいわいスクール」「放課後子ども教室」「青少年の家（みんなの家）」の場合には利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）「18時」のように24時間制でご記入ください。

*放課後児童クラブ（学童クラブ）

学童保育などとも呼ばれ、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員のもとで、子どもの生活の場を提供するものです。概ね19時まで利用可能で、利用料金は各クラブが設定しています。1ヶ月2万円程度の月謝が平均的です。

↓
13,000円

*わいわいスクール → 削除

開設校（鷹取、鶴久保）のすべての児童を対象とし、放課後にプレイルームを利用し、異年齢の子どもたちが集い交流できる場所です。利用料金は無料で平日16時まで利用できます。

*放課後子ども教室

開設校（荻野、津久井）の児童を対象に、小学校内の教室等で多様な体験・活動を行います。

*青少年の家（みんなの家）

青少年の家や青少年会館で、放課後に保護者等が仕事で不在の子どもをはじめ、来館するすべての子どもに放課後の居場所を提供する場所です。利用料金は無料で、平日18時（10月～3月は17時）まで利用できます。追浜・坂本・衣笠・浦賀・鴨居・久里浜・北下浦の各家は、令和6年3月末で廃止となります。令和6年4月時点で開館している施設は、青少年会館・逸見・大津・森崎・大楠です。

↓
(修正)

開設校の児童が対象の、小学校内の教室等を利用した遊びや活動の場です。令和5年7月時点では5校（鷹取小、鶴久保小、公郷小、津久井小、荻野小）に開設しています。令和7年度中に全小学校に開設予定です。利用料金は無料で、給食のある平日の16時30分（10月～3月は16時）まで利用できます。学校が休みの日は利用できません。